# 業務部速報



No. 49

発行 25.1.14

JR東労組 業務部

# 申1号 第43回定期大会発言等に基づく申し入れ 第2回団体交渉を開催! その2

3. 複数の職場で発生している過半数代表者選挙での不正行為を直ちに是正し、再発防止策を講じること。

#### 川崎統括センターでの事象について

- ・川崎統括センターで行われた研修は、研修全体を見る中で一部相応しくない内容であった。
- 団・疑念を生じるような内容は適当ではない。・今後同様のパワーポイント等を使用することはない。
- ☎・このような使用は容認していない。・組合を誹謗中傷するようなことはあってはならないこと。
- ・本社として今後発生させないために指導していく。・労使議論を蔑ろにするものではない。

## 組合の情報等を勝手に使用することは著作権の侵害だ! 個人を誹謗中傷する意図がないならば、本人に対して説明をするべきだ!

#### 過半数代表者選挙 総論として

- <sup>?</sup>・使用者の意向に基づき選出された者は、社員代表者として認められない。
- '・現場長や管理者が業務中に、特定の候補者を当選させるための運動をしてはならない。
- ・社員代表者の選出は、労働者が自主的に選ぶものであり、会社が介入してはならない。
- ・労働者の意志を阻害しないことが前提であり、公平性・公正性を確保していく。
- ・投票の際は、「無記名投票で行い投票の秘密を守ること」「直接投票所で投票できない者に対しては、本人に事前に周知した上でメールや電話等で投票していくこと」を本社として各機関に指導している。

### 過半数代表者の選出は公平性・公正性を確保して行うこと!

4. 複数の職場で発生している異常な職場管理を是正し、風通しの良い職場をつくり出すこと。

【組合】大雪での通勤災害にもかかわらず、処分発令された事態について、地方議論では「交通遮断証明書の提出が必要」との認識が示されたが、役所に確認しても存在しないものであるため、どのように証明すればいいのか。具体的に示すべきだ。

【会社】何の証明もなく遅れることは良くない。交通が遮断されたことが分かるものなら良い。ニュース等でも分かるものもある。本人が努力してもその場から移動することが出来ないと分かるもので良い。

#### 申請書類として必要な書類が存在しない場合の取り扱いを明確にするべきだ!

【組合】各地方機関の団体交渉において、前回議論から1 年以上の開催されていない事態が発生している。早期に 団体交渉を開催するべきだ。

団体交渉において、議論に必要な内容は会社として回答するべきだ。

【会社】地方機関においても、申し入れいただいた 内容については、会社としても早期開催に向けて努 力していく。

団体交渉の議論に必要な内容は示していく。団体交渉で議論を尽くすことが協約の精神である。

職場からの声に基づき、第43回定期大会発言等に基づく申しれの団体交渉を行ってきました。JR東労組は、「安全・健康・ゆとり」ある職場の構築をめざして、これからも声をあげ続けていきます。そして、労働条件や環境の改善や風通しの良い職場をつくり出すために、JR東労組の旗のもとに結集し、ともにたたかっていこう!!

で変形で強調し